アレルギー表示の義務項目に「くるみ」が追加されました

令和５年（2023年）３月９日付にて食品表示基準が改正され、加工食品への表示義務となる特定原材料にくるみが追加されました。
これにより、**令和７年（2025年）４月１日以降は加工食品への表示が必要**となります。
（2025年３月31日までは経過措置期間）
弊社では、くるみをはじめとする各食物アレルゲン検査を受託しております。
食品表示対策やコンタミネーションリスクの確認としてぜひご利用ください。

特定原材料

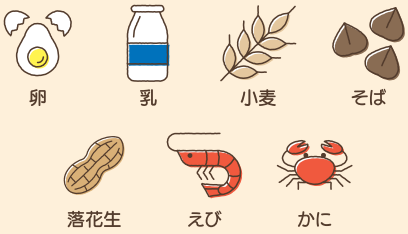

＋

令和５年（2023年）３月９日付にて
食品表示基準が改正（猶予期間あり）

追加

くるみ

これまでは「特定原材料に準ずるもの」として推奨表示

↓

今後は「特定原材料」として**義務表示**に

◆項目名：くるみ（特定原材料）

検査方法		料金（税抜）	所要日数	検体量
定量	ELISA法（2キット）	21,000円	14営業日※	100g
定性	PCR法	32,000円	15営業日	100g
定性	イムノクロマト法 簡易検査	6,000円	7営業日	100g

※ELISA法については、迅速対応でのご報告も可能です。（別途料金が発生いたします）

くるみアレルギーの症例 9年で10倍に急増

木の実類の内訳（割合）

くるみ	（56.5%）	ピスタチオ	（2.7%）
		ペカンナッツ	（2.3%）
カシューナッツ	（21.2%）	ヘーゼルナッツ	（2.1%）
マカダミアナッツ	（5.5%）	ココナッツ	（1.0%）
アーモンド	（4.2%）	ミックス・分類不能	（4.2%）

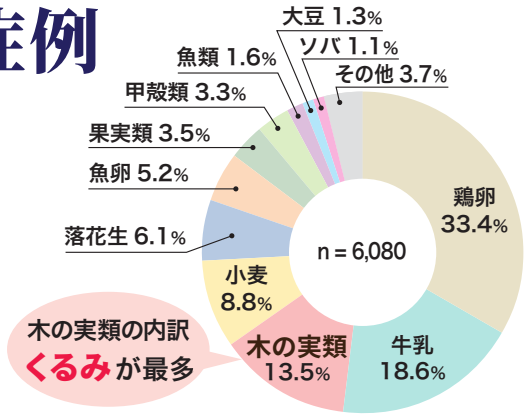

図.即時型食物アレルギーの原因食物

参考：消費者庁「令和3年度 食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業報告書」より作成

弊社では、くるみ以外の各種食物アレルゲン検査も受託しております。どうぞお気軽にお問い合わせください。

厚生労働省（食品衛生法）・環境省（水道法）登録検査機関 ISO/IEC17025認定
CRC GROUP CRC食品環境衛生研究所
〒813-0062
福岡市東区松島５丁目7-6
TEL 092-623-2211
FAX 092-623-2212